

第7章 方法書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

7.1 知事の意見と都市計画決定権者の見解

方法書に対する神奈川県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 7.1-1 に示すとおりです。

表 7.1-1 (1) 神奈川県知事の意見と都市計画決定権者の見解

神奈川県知事の意見	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>1 総括事項</p> <p>本事業は、「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」※1及び「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」※2が関連事業として計画されている。本事業の環境影響評価手続きを行うに当たっては、関連事業の実施による環境影響を適切に把握した上で、環境影響評価項目の選定、調査等の手法及び環境保全措置（事後調査を含む。）の検討を行うとともに、その結果を地域住民等に対して分かりやすく説明すること。</p> <p>また、審査の過程において事業実施区域内に土壌汚染が判明し、本事業の実施による汚染の拡散が懸念されるとともに、事業実施区域の大規模な改変により、都市部に残された広大な草地環境の消失が見込まれる。</p> <p>以上のことから、環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。</p> <p>※1：事業実施区域の大規模な土地利用転換に伴う交通需要への対応や横浜市郊外部の新たな活性化拠点の形成に資する新たな交通として、相模鉄道本線瀬谷駅周辺を起点とする新交通システムを整備する事業（横浜市環境影響評価条例の対象事業）</p> <p>※2：「公園・防災ゾーン」の一部で国際園芸博覧会（令和9年開催予定）のレガシーを継承する公園及び「観光・賑わいゾーン」の一部で公民連携による観光と賑わいの拠点となる場を整備する事業（横浜市環境影響評価条例の対象事業）</p>	<p>関連事業である「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」及び「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」の実施による環境影響についても適切に把握した上で、環境影響評価項目の選定、調査等の手法及び環境保全措置（事後調査を含む。）の検討を行い、その結果についてできるだけ分かりやすく「周知用パンフレット配布」、「説明会」や「インターネット動画配信」などの手段で説明を行います。なお、本事業による準備書提出時点で、当該関連事業計画の詳細が明らかにならなかったため、関連事業の環境影響評価手続の中で、関連事業の環境影響に本事業の環境影響も含めて、複合的影響を明らかにしていく旨について、関連事業の事業者と調整しています。</p> <p>土壌汚染の拡散並びに草地環境の消失による影響の回避、低減又は代償に係る措置については、次の個別事項に示す見解に沿って、適切に対応を図りました。</p>	<p>—</p>

表 7.1-1(2) 神奈川県知事の意見と都市計画決定権者の見解

神奈川県知事の意見	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>2 個別事項</p> <p>(1) 土壌</p> <p>ア 土壌汚染対策について</p> <p>防衛省の調査結果により、事業実施区域内で土壌汚染について環境基準値の超過が確認されているにもかかわらず、対策の実施主体や対策の具体的な取組が明らかにされていない。これに対し、地域住民等から不安や懸念が寄せられていることから、対策の実施主体によらず、土壌汚染対策の内容について明らかにすること。</p> <p>イ 調査、予測及び評価の手法について</p> <p>調査に当たっては、土壌汚染の状況について、その調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示し、不安の解消に努めること。</p> <p>また、予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の内容も踏まえて、周辺環境への影響を明らかにすること。</p> <p>特に、事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠、搬出ルートを明らかにした上で、予測及び評価を行うこと。</p> <p>ウ 環境保全措置について</p> <p>事業者が土壌汚染対策を実施する場合は、濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、環境保全措置を示すこと。</p> <p>(2) 動物・植物・生態系</p> <p>ア 環境保全措置について</p> <p>本事業により、樹林が点在する広い草地環境の多くが失われることから、整備される公園以外も含めて、まとまった草地環境をできる限り保全、創出するなど事業実施区域の生物多様性に配慮した環境保全措置を明らかにすること。</p>	<p>準備書提出時点において、対策の実施主体によらず明らかとなる土壌汚染対策の内容を準備書に記載することにより、地域住民等の不安解消に努めます。</p> <p>防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>土地区画整理事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかとした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>土地区画整理事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p> <p>整備される公園以外のエリアにおいても、実行可能な範囲でできるだけ草地環境の保全、創出に努め、その内容（生物多様性の確保に関する効果を含む。）を準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.9.9-8～15</p> <p>P.9.9-2～7</p> <p>P.9.9-8～16</p> <p>P.9.9-13、14</p> <p>P.9.9-8～15</p> <p>P.9.10-142 ～ 147</p> <p>P.9.11-48～51</p> <p>P.9.12-21～25</p>

7.2 市長の意見と都市計画決定権者の見解

方法書に対する横浜市長の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 7.2-1 に示すとおりです。

表 7.2-1(1) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

横浜市長の意見	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>1. 事業計画</p> <p>(1) 予測の前提条件となる土地や河川の改変位置・程度及び道路、雨水調整池、公園、緑地等の位置・規模を準備書により詳細に記載してください。</p> <p>(2) 総合的な土地利用の観点から、グリーンインフラの保全・活用の考え方を準備書に記載してください。</p>	<p>都市計画対象事業の事業計画の具体的な内容について準備書に記載するよう努めました。特に、土地や河川の改変位置・程度及び道路、雨水調整池（工事中の濁水処理施設を含む。）、公園、緑地等の位置・規模等については予測の条件として設定した内容について明らかにしました。</p> <p>グリーンインフラの保全・活用の考え方について、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～14</p> <p>P.2-58</p>
<p>2. 環境影響評価項目</p> <p>(1) 工事の実施</p> <p>ア 土壌</p> <p>(7) 土壌汚染対策法の基準値を超過する土壌汚染が事業実施区域内で確認されていることから、土壌汚染対策の実施主体に関わらず、必要な対策について明らかにしてください。併せて、市民に対し、わかりやすく情報提供を行ってください。</p> <p>(4) 土壌汚染については、汚染の程度や対策内容を明らかにして準備書に記載するとともに、これらを踏まえて予測、評価を行ってください。</p>	<p>土壌汚染対策法の基準値を超過する土壌汚染に関する措置については、その考え方を準備書に記載するとともに、今後の説明会等の場において市民にできるだけわかりやすく説明するよう努めます。</p> <p>土壌汚染については、汚染の程度（分布範囲、濃度）や対策内容（対策方法や掘削除去時の運搬の考え方など）をできるだけ明らかにして準備書に記載し、これらを踏まえて予測、評価を行いました。</p>	<p>P.9.9-8～14</p> <p>P.9.9-5～7 P.9.9-8～15</p>
<p>(2) 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>ア 動物</p> <p>(7) 鳥類調査については、調査地域全域で定量的に均一なデータが得られるよう、適正に行ってください。</p> <p>(4) ねぐらが人の生活に影響を及ぼすおそれのある鳥類（例 ムクドリ）について、ねぐら調査を行ってください。 なお、調査に当たっては地域住民へのヒアリングを行い、得られた情報も参考にしてください。</p>	<p>鳥類調査については、調査対象とした範囲内で均一なデータが得られるよう、定点観察の位置やラインセンサスルートの配置に配慮しました。</p> <p>ねぐらが人の生活に影響を及ぼすおそれのある鳥類（例 ムクドリ）について、ねぐら調査を行いその結果を準備書に記載しました。 なお、調査に当たっては地元で活動されている市民、団体へのヒアリングを行い、得られた情報を参考にしました。</p>	<p>P.9.10-7、8</p> <p>P.9.10-2、12、16、25、26</p>

表 7.2-1 (2) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

横浜市長の意見	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>イ 生態系</p> <p>(フ) 河川の水位変動や河床、河畔の変化は動植物の生息・生育に影響を及ぼすことから、水収支の変化に伴う生態系への影響についても予測、評価を行ってください。</p> <p>(イ) 環境保全措置として代償措置を検討する場合は、それぞれの水系における水質、底質等の違いを考慮してください。</p> <p>ウ 景観</p> <p>事業実施区域内外には農地の広がりや崖線の連なりのような景観資源が存在することから、事業実施区域内からの圍繞景観についても調査、予測、評価を行ってください。</p> <p>なお、評価に当たっては、事業実施区域周辺の景観的特性を踏まえ、見通しの変化についても整理してください。</p> <p>エ 地域社会</p> <p>住居系地域である事業実施区域の南東側について、関係車両の走行に伴う交通混雑等が懸念されることから、走行ルート沿道においても予測、評価を行ってください。</p>	<p>対象事業実施区域内を流れる河川が暗渠化されることによる影響を踏まえ、実行可能な範囲でできる限りの環境保全措置を講じることを前提に予測、評価を行いました。また、周辺河川への影響の予測、評価にあたっては、水収支の変化に伴う生態系への影響についても予測、評価を行いました。</p> <p>環境保全措置として代償措置を検討する場合は、それぞれの水系における動植物の生息・生育環境（水質、底質等の違いを含む。）を考慮しました。</p> <p>対象事業実施区域内からの圍繞景観についても調査、予測、評価を行いました。</p> <p>なお、評価に当たっては、対象事業実施区域周辺の景観的特性を十分把握した上で、見通しの変化についても整理し、準備書に記載しました。</p> <p>対象事業実施区域の南東側は、現況では道路網が整備途上で、一部分断されているため交通量は少ない状況ですが、将来は瀬谷地内線等の延伸が予定されており、かつ、住宅、学校等の保全対象も多く存在することから、道路網の整備を前提とした将来推計交通量を踏まえて、予測、評価を行いました。</p>	<p>P.9. 10-103 ～148 P.9. 12-18、 19、21～26</p> <p>P.9. 12-21、 22</p> <p>P.9. 13-1 ～21、37～ 49</p> <p>P.9. 17-55～ 66</p>

7.3 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

方法書を令和2年7月21日～令和2年9月3日まで縦覧に供し、方法書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を募集しました。その結果164通の意見書、延べ226件の意見があり、その概要と都市計画決定権者の見解は表7.3-1に示すとおりです。

なお、横浜市環境影響評価条例に基づき「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」に対し提出された意見書のうち、「(仮称)旧上瀬谷通信施設土地区画整理事業」に係る意見については、参考として表7.3-2に事業者の見解を示しています。

表 7.3-1(1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>1. 事業計画について</p> <p>今、求められている福祉、医療に力を注ぐといった見地から上瀬谷の跡地問題もすすめてほしい。</p> <p>「テーマパーク構想」はコロナ禍のもと必ず、破綻するため、只ちに撤回しろ。</p> <p>新型コロナウイルスの出現により人が集まる事業においては、新しい概念を構築する必要がある。</p> <p>コロナ禍が今後も続くと思われるので、テーマパークがよい土地活用ではないと思う。医療・福祉施設の設置こそ計画に入れるべきだと思う。</p> <p>客を呼び込むより、市民一人ひとりが実感として「住んでいて良かった横浜」と思えるように、保育所の増設、学童の充実、中学校給食の実施、安心して老後が迎えられる福祉の充実をしてほしい。</p> <p>コロナ禍の中でテーマパーク構想は成り立つのか。もう一度立ちどまって計画の見直しを求められている。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p>	<p>P.2-5、29～32</p>
<p>年間1500万人を集める計画ありきでは、自然を守ることはできないと考える。計画はコロナ前に立てられたものなので、過大な集客計画そのものを見直し、ゼロベースで環境影響評価を行ってほしい。</p> <p>自然と人間とが共存できる社会を目指すことが、これからのポストコロナの時代の方向であると思う。豊かな自然環境を壊すようなテーマパークの構想は絶対にやめてほしい。</p> <p>コロナ禍の現在、テーマパークを核とした基本構想には魅力を感じない。自然環境保全を優先していただくようお願いしたい。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～9、58 P.9.10-100 ～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>

表 7.3-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
(前ページからの続き)	(見解は前述のとおり)	
<p>今のコロナ危機の最中に人を大量に呼び込むテーマパークづくりを計画する等ピントがズレている。</p> <p>貴重な緑を生かした市民優先の計画に練り直してほしい。</p>		
<p>大テーマパーク構想は長年市民が望み要望して来た公園や防災、文化スポーツ、福祉施設などの設置とはかけ離れている。コロナ禍のもとで、もっともふさわしくない構想であり、自然環境を生かした計画に改めてほしい。</p>		
<p>テーマパーク構想は周辺の自然環境を壊してしまう。収束の目途もつかないコロナ禍の中、基本構想はあらためるべきだ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5、29～32、58 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>
<p>コロナの影響等を踏まえると、テーマパークなど作って経営的にやっつけられるのか、はなはだ疑問だ。せっかく緑豊かな地が広くあるのだから、もっと別な自然を活かした方法を考えてもらいたい。</p>		
<p>1500万人をこの横浜のはずれの瀬谷に呼びこむなど不可能だと思う。また、コロナで大変な時代にテーマパークなど絶対に必要ない。それより自然を残して木も植えて、自然の中で子ども達が遊べる様にしてほしい。</p>		
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然環境の保全を最優先してほしい。人災と言われる「コロナ」から学び、これ以上自然を壊さないでほしい。</p>		
<p>豊かな自然を破壊してテーマパークを作るのは止めてほしい。現在地球上でコロナウイルス感染拡大が進んでおり、今後も別の感染症が発生する可能性は大いにある。そんな中、1500万人もの人を集めてこそペイする事業というのは時代錯誤ではないか。自然環境を守り、市民がゆったりくつろげる場にしてほしい。</p>		
<p>今後感染症との共存が人類の課題となる。横浜に残された最後の広大な自然環境を守り、突如のテーマパーク構想は再検討すべきだ。</p>		
<p>テーマパークや施設、駐車場などのコンクリートの建物にしてしまうのではなく、緑を残し自然を生かした計画に修正すべきだ。子ども達にあの自然と緑を私達の責任で守り残すことが横浜市としてすべきことだと考える。</p>		
(次ページへ続く)		

表 7.3-1(3) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>(前ページからの続き)</p> <p>今の社会の状況から考えて、このようなテーマパークを市が率先して取組むべき事業なのか。</p> <p>市内の緑地が開発によってどんどん減っている中で、この場所は非常に貴重な所だと思う。人を集めることより自然環境を重視した事業にしてほしい。</p> <p>大型「テーマパーク」大反対です。動植物を守り、自然を守ってほしい。市民の自然を守ってほしい。</p> <p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。また、公有地であり、市民全体の財産である。テーマパークを核とした基本構想は改め、市民の願う自然環境の保全を優先した土地利用してほしい。</p> <p>今すぐ見えるような「テーマパーク構想」ではなく、50年100年先を見て市民が願う自然環境の保全を優先した土地活用してほしい。</p> <p>開発はやめ、静かな自然そのものをこのままぜひ残してほしい。</p> <p>反対だ。テーマパークを中心とした計画では、環境汚染にしかない。</p> <p>テーマパーク構想は、地元の期待しているものとは違う。自然環境を生かした計画してほしい。</p>	<p>(見解は前述のとおり)</p>	
<p>年間 1500 万人が押し寄せると言うことは、大量の自動車で渋滞や排ガス問題など環境悪化は必死だと思う。テーマパークはやめてほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第 33 号線（八王子街道）や環状 4 号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32 P.9.1-57～68 P.9.17-55～66</p>

表 7.3-1(4) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>テーマパーク構想はそもそも無理がある。現在の最大のテーマは新型コロナ対策だ。年間1500万人を呼びこむなど夢物語だ。鉛やヒ素などの有害物質を除去する又はフタをするにしろその前に現実の大問題であるコロナ対策が先決問題だ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.2-5、29～32、61、62 P.9.9-1～16</p>

表 7.3-1(5) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>旧上瀬谷通信施設の半分は公有地で、市民の財産だ。民間に売却したりせず、市民のために使われるべきと考える。土壤汚染状況を調査し、汚染があれば取り除き、安心して市民が使えるように整備することを望む。</p> <p>緑豊かな環境を生かした緑地公園や防災拠点など、市民にとって有効・有益な使われ方を望む。テーマパーク構想の取り下げを求める。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p> <p>国有地の配置（換地）については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンを中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>また、土壤汚染については、防衛省により実施されている「土壤汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価にあたっては、土壤汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壤汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壤汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.2-5、29～32、61、62 P.9.9-1～16</p>

表 7.3-1(6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>コロナ禍の中で、その後も、自然を大事にすることが大事だと思う。地球環境を大切にしなければならない。</p> <p>この時期にテーマパークは必要ではない。市民の意見を大事にしてほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様に情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>	<p>P.2-5、29～32、58 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>
<p>このコロナ渦中、命を第一に考える時代なので、テーマパーク構想などんでもない。自然や緑地を活かした公園や文化、スポーツ、災害や今回の緊急医療対策にもつながる様な活用を希望する。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、本地区では、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っていきます。</p>	<p>P.2-5、29～32、58 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>

表 7.3-1(7) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>2006年の指針に立ち返り、自然環境を守る都市づくりを横浜から発信する立場が全く見られず、小手先の環境保全の方向しか見られない。上瀬谷基地への交通アクセスは今でも渋滞しており、年間1500万人の移動手段と立地条件からは非現実的としか思われない。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、 23、25、29～ 32、58 P.9.1-57～68 P.9.10-100～ 148 P.9.11-34～ 52 P.9.12-12～ 26 P.9.17-55～ 66</p>

表 7.3-1(8) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>世界的なコロナパンデミックが考えられる中で、年間 1500 万人を呼び込むテーマパーク構想は自然をこわすので改めるべきと思う。</p> <p>確認されている、鉛やヒ素の有害物質の除去がまず必要であり、人々が集まるテーマパークは考えられない。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.2-5、29～32、58 P.9.9-1～16 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>

表 7.3-1(9) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>自然豊かなこの土地は市民の財産だ。交通量が増え、大渋滞と大気汚染を招くことは必然だ。市民が望む自然環境の保全を優先してほしい。今のようなコロナ感染と同じようなことが、将来、また起こるといわれている。そんな状況でテーマパークは市民の借金を増やすだけのものだ。</p> <p>もっと市民の声に耳を片むけてほしい。市民あつての横浜市だ。テーマパークなど必要ない。観光・賑わいゾーンはいらない。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様に情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32、58 P.9.1-57～68 P.9.17-55～66</p>
<p>コロナ禍がおさまらないこの時期、環境をこわす計画には反対だ。2月の市民意見を参考にされたのか。テーマパークや物流ゾーン計画は自動車の排ガスが増え、自然への大きなダメージをおこす。市民は手つかずの自然保護を願っている。テーマパーク中心ではない計画を立案してほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」については、その素案に対する市民意見募集に対して702件のご意見をいただきました。これらのご意見を、素案から修正した意見91件、賛同の意見170件、参考428件、その他13件と分類しています。参考とさせていただいた意見も含め、頂いたご意見を踏まえて今後も検討していくこととしています。</p>	<p>P.2-5、29～32、58 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>

表 7.3-1(10) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>貴重な自然環境を破壊することになる大規模テーマパークの建設は、SDGs に反するものと考ええる。</p> <p>大量の自動車の流入による大気汚染や交通渋滞を招くことになる基本構想は断じて認めることは出来ない。</p> <p>環境保全を優先した土地活用を行ってほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32、58 P.9.1-57～68 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52</p>
<p>利潤中心のテーマパーク構想では、環境の悪化はまちがいない。更に自動車の集中による渋滞の多発は、生活に深刻な影響を与える。</p> <p>多くの市民が願う、自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.9.12-12～26 P.9.17-55～66</p>
<p>年間 1500 万人をよびこむテーマパークや物流ゾーン計画は大量の自動車交通量で大渋滞や排ガスなど環境悪化になる。</p> <p>半分以上は公有地であり、市民全体の財産なので、テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第 33 号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	
<p>市内でも自然が残され動植物の多様性が保たれていると聞いている。多くの人々を呼び込む計画は、交通量も増え、排ガスなど環境悪化を招くことだろう。SDGs の社会がさげばれている今、横浜市だけでなく近隣の自治体も含め、市民が願う自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>		
<p>テーマパークや物流ゾーン計画は大量の自動車が行き交うし環境悪化、自然をこわす原因になると思う。</p> <p>市民の環境保全を願うことを優先してほしい。</p>		

表 7.3-1(11) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>この事業には反対だ。あの広大な土地の緑に手を入れて地球温暖化や生物の保護への配慮。また一番の理由として生活している住民にとっては道路渋滞、騒音、振動。現在でも問題を抱えているのに何もわざわざこれ以上問題を多くして欲しくない。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる大気質、騒音、振動、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32、58 P.9.1-57～68 P.9.2-29～37 P.9.3-27～35 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26 P.9.17-55～66、71～74</p>
<p>国有地は、テーマパークではなく自然を守ってほしい。 一度破壊された自然は、もどらない。自然環境を大切にしたい計画にしてほしい。有害物質をすべて、とりのぞくのは当たり前だ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5、29～32、58 P.9.9-1～16 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>
<p>市民にとって生活環境が守られる土地として活用されるべきだ。土壌汚染も放置されるものではなく、安全な土地に戻って当たり前だ。自然、緑地を生かした多くの市民が暮らす豊かな場所として意見を聞いてほしい。公園、農業、文化、スポーツ施設などに活用されるべきだ。テーマパークは東京他すでにあるもので充分だ。</p>	<p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.9.12-12～26</p>
<p>何故、環境破壊をするのか。1500万人を呼び込むことに何の意義があるのか。ゴミのみならず、大気汚染も引き起こすことは間違いない。 1500万人呼びこみの目玉はなにか。そのような能力、調査力、企画力があるのか。どうして当初計画を変更するのか。環境保全なんて本当にどこまで考えているのか。この土地の有害物質の除去の具体策はあるのか。市民目線に沿った説明責任を果たしてほしい。</p>	<p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	

表 7.3-1(12) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
	<p>(前ページからの続き)</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	
<p>上瀬谷通信施設の広大な土地の跡地も、横浜市に一つでも多くの緑地を残す拠点としての位置づけが何より大切だ。失われて人工的なテーマパークが広大な土地を占めるようになれば、また一つ生きもののオアシスが失われてしまう。上瀬谷通信施設の広大な土地の跡地の生物相の調査をしっかりと行うべきだ。その上で保存すべき緑地ゾーンの大幅な確保が何よりも大切だと考える。</p>	<p>本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>また、動物、植物、生態系など、自然環境に係る調査については、専門家の意見なども踏まえながら適切に行うとともに、都市計画対象事業の実施による影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-58 P.9.10-100 ～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>
<p>現在広い土地の利用が考えられている、テーマパーク構想は自然環境を著しく破壊すると思われこの構想には反対だ。</p> <p>様々なエリアに分け、今私たちの周りに足りない施設を拡充して欲しい。例えば、スポーツ振興につながる施設、医療に関する研究施設、福祉に関する施設、伝統文化の振興につながる施設など沢山ある。</p> <p>観光・賑わいゾーンの様な騒々しい構想ではなく、市民が健康で穏やかな生活が出来る土地の利用方法を考えてほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、自然環境を広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>	<p>P.2-5～7, 24 ～25, 29～32, 58 P.9.10-100 ～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>

表 7.3-1(13) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>テーマパークは、これからの横浜市にとって不要だ。自然環境を活かし文化的な生活環境を育む施設を望む。</p> <p>敷地の半分程度の緑地の中に美術館&屋外美術庭園の設置はどうか。消費だけを主な目的とするアミューズメント施設ではなく、敷地内の132haの公有地を森林浴や自然環境を満喫しながら、文化的な創造を育める“森の中の素晴らしい美術館・庭園”施設とすることを望む。芸術・文化都市横浜のイメージがさらに高まり、世界から多くの人を訪れると思う。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、観光・賑わいゾーンにおける具体的な施設については、今後、まちづくり協議会とともに、特定のテーマも含め、幅広く検討を行っていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様へ情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>	<p>P.2-5、29～32、58 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p> <p>豊かな自然環境を子供や孫たちに残す事をお願いします。</p>	<p>本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-58 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。</p> <p>市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p>		
<p>この地域は、数多くの動植物が息づいている、自然豊かな地域だ。自然環境の保全を優先した土地活用を是非推進してほしい。</p>		
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p>		
<p>世界的に自然に壊されているため、跡地の利用は自然の状態にもどすことを一番に考えることが大切ではないか。</p>		
<p>米軍基地跡地という性格上、自然が豊かに残っていると聞く。その環境をこわすことなく、その地域に住む人たちのための施設となるよう希望する。</p>		

表 7.3-1(14) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用をしてほしい。	本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。	P.2-58 P.9.10-100 ～148 P.9.11-34～ 52 P.9.12-12～ 26
自然環境を活かした、土地活用をしてほしい。		
多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民が願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。		
多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然環境の保全を優先した土地にしてほしい。		
瀬谷の豊かな自然を壊すことは、今するべきではないと思う。 自然環境を生かした計画に変更するべきだ。		
多くの動植物が確認された自然が豊かな所だ。市民の皆さんが願う自然環境の保全を優先した土地利用にしてほしい。		
多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然豊かな安全・安心できる、土地活用をするべきだ。		
多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。 市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。		
多くの動植物が生息する、自然豊かな緑地だ。多くの市民や地域住民が願う環境保全優先の土地活用にしてほしい。		
多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。瀬谷市民の森も近く市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。 通信隊跡地は広大な自然が残されていて、カルガモ キジ 狸 ウズラ ウグイスなどの自然動物も多数生息している。せめて公園などの形で自然を残すべきだと思う。残された自然を破壊しないで欲しい。それが住民の願いだ。		
この計画は地元の方の意見をしっかりと聞いているのか。自然豊かな土地を活かした計画に変更をしてほしい。緑をたくさん残し、市民が、ゆったりとすごせる大切な空間が欲しい。テーマパークはいらない。	本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。 今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様に情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。 なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。	P.2-5、29～ 32、58 P.9.10-100 ～148 P.9.11-34～ 52 P.9.12-12～ 26
市民の声に沿った土地利用を願う。市民の森は、今、数が少なくなり市の中でも数カ所が残るのみと聞いている。自然の豊かさを生かし、子ども達、大人もホッと一息つけるような場に私共の税金を使ってほしい。 住民の意向を大切にしたい市政をやってほしい。		

表 7.3-1(15) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>市民の意見も聞かず環境を破壊し、誰のためにテーマパークなどを作るのか。</p> <p>住民の声を基本に行政をしていくのが民主主義だ。地図の会の方達が、海軍道路は軍の引き込み線になっていた事やどの様に使われていたかを調べている。その方達の意見も聞いてほしい。</p> <p>住民はテーマパークを要望していない。テーマパーク構想最優先の市の計画が環境破壊を含め、区民無視のやり方を生みだしている。跡地計画について市が一方的に決めるのではなく、テーマパーク構想に固執することなく市民の合意を最優先することを求める。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様に情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>	<p>P.2-5、29～32</p>
<p>コロナ禍の中で、世間の人々の認識がかわってきていると思う。</p> <p>また、自然破壊にもつながっていると思うので、もう少し、皆が納得することに使用するよう再検討してほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様に情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>	<p>P.2-2～5、29～32、58 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>
<p>テーマパークは、この地に必要ない。自然環境を利用した、住民本位の場として活用してほしい。</p> <p>住民の意見を丁寧に聞いて、具体化してもらいたい。市民がゆったり憩える公園を中心に、考えましょう。</p> <p>テーマパーク構想には反対だ。当初市の計画では、多くが要望していた跡地利用である、自然緑地を生かした公園や農業を中心に防災や文化スポーツ、医療・福祉施設の設置をかかげている。それが突然土地全体の50%以上を観光・賑わいゾーンにするような構想は、どこで誰が決めたのか。年間1500万人を呼び込むような計画は環境悪化、自然破壊そのものだ。</p> <p>市民の声を広く聞き、市民の要望に応える構想に改めるよう強く要求する。</p> <p>テーマパークは市民のためにならないと思う。もっと市民の意見をきくべきであり、スポーツなどにつかうべきだ。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>土地利用基本計画では、地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様に情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>	<p>P.2-5～7、29～32</p>

表 7.3-1(16) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>土地全体半分以上を観光・賑わいゾーンとして、年間 1500 万人の利用を見込むテーマパーク構想は、市財政を第一優先とした実現性が無い計画ではないか。</p> <p>他県からの人の呼び込みではなく、県、市民の要望に添った計画にすべきだ。</p> <p>確認された鉛やヒ素の有害物は無視できない。</p> <p>むしろ、自然・緑地を活かした公園や農業、防災や文化スポーツ、医療や福祉、教育施設を中心とした計画を望む。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様へ情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p> <p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.2-5～7、29～32、58</p> <p>P.9.9-1～16</p>

表 7.3-1(17) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>テーマパーク計画は、環境破壊（自動車排ガスや人混みによる諸々の害など）が生じてしまう。もっと市民に密接な計画をたててほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様に情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p> <p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32 P.9.1-57～68 P.9.17-55～66、71～74</p>
<p>年間 1500 万人の来場者を見込むテーマパーク構想は、環境破壊と周辺地域の交通混雑を招くことになる。</p> <p>コロナ後の社会、経済の在り方を考えた場合、時代逆行の計画といえるので、市民、地元住民の声を活かした跡地利用計画となるよう希望する。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様に情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p> <p>また、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32 P.9.17-55～66、71～74</p>

表 7.3-1(18) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>上瀬谷花博はオン・ラインでやるべきだ。テーマパーク構想はただちにやめるべきだ。区民の声を素直に聞くべきだ。</p> <p>住民の声を生かすことが第一だ。</p> <p>市の構想に反対だ。もっと市民の声を聞いて、市民の生活が安全・安心・豊かになるよう考えてほしい。</p> <p>市民の声を良く聞いてほしい。</p> <p>市民無視の上瀬谷跡地計画強行は納得できない。</p>	<p>本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様に情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>	<p>P.2-5、29～32</p>
<p>「テーマパーク構想」は見直すべきだ。</p> <p>少子高齢化に向かうこれからにおいて、テーマパークに納得することは難しいことだ。近隣の住民が健康的で文化的な生活ができるような工夫をされることを望む。</p> <p>人が集まればそれで良いというものではない。それに伴うマイナスの点の方が大きくなることだろう。これからは人間として豊かな生活が望ましい。</p> <p>1500万人の来訪者を見込むテーマパークの基本構想は、最小投資での最大効果が期待できる構想にすべきである。</p> <p>1500万人の来訪者を見込むテーマパークの基本構想は、最小投資での最大効果が期待できる構想にすべきである。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p>	<p>P.2-5、29～32</p>
<p>交通障害や混雑が発生するため、テーマパーク計画はやめるべきだ。</p> <p>いろいろな年齢層の人がいろいろな要求をもって、ささやかに暮らしていて、それを、応援するような計画が良い。金もうけになるテーマパークに集う人だけを応援する市政は、再考してもらいたい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>また、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32 P.9.17-55～66、71～74</p>

表 7.3-1(19) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>どれだけの市民の税金を使って、テーマパークを作ろうとしているのか。</p> <p>特に心配なのは、土壌の汚染の問題だ。全ての土壌が安全でなければ、その上に人々が住むことも、その上で過ごすことも絶対に許すことはできない。</p> <p>テーマパークなどという時代に逆行するような構想はただちに止め、市民の為に本当に必要な案を模索してほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.2-5、29～32 P.9.9-1～16</p>
<p>半分以上は公有地であり、市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p>	<p>P.2-5、29～32 P.9.10-100～148</p>
<p>半分以上は公有地であり、市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にするべきだ。</p>	<p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>
<p>土地全体の半分以上を、年間 1500 万人を呼びこむテーマパーク構想は豊かな自然環境をこわすものなので、基本構想を改めるべきだ。</p>		
<p>土地全体の半分以上を観光・賑わいゾーンとして、年間 1500 万人を呼び込むテーマパーク構想は豊かな自然環境をこわすものだ。基本構想自体から改めるべきだ。</p>		
<p>土地全体の半分以上を観光・賑わいゾーンとして、1500 万人を呼び込むテーマパーク構想は豊かな自然環境を壊すもの。基本構想を改めるべきだ。</p>		
<p>年間 1500 万人を呼び込むテーマパーク構想は豊かな自然環境を壊すもの。基本構想を改めるべきだ。</p>		

表 7.3-1(20) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>平成 18 年 6 月に策定された「米軍施設返還跡地利用指針」に沿った土地利用にすべきだ。「国際園芸博覧会」の開催を取り入れたことはあまりにも唐突過ぎて是認できない。</p> <p>利用指針に示されている「広く首都圏に住む人々の豊かな生活創造に寄与する自然リクリエーション空間を確保することを目指します。」との宣言を守ってほしい。年間 1500 万人もの人々を呼び込むテーマパーク構想は自然環境、生活環境を破壊する。じっくりと時間を掛けて利用計画を練り直してほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5、29～32、58 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>
<p>瀬谷市民の森、静かな住宅が広がる地域、学校や福祉施設のある地域に連結した「静かな環境の街」を継続した街づくり（ゾーン）こそ未来に向かって必要であり、“集客力のある、賑わいを創出するゾーン”を唱っている「観光・賑わいゾーン」は基本方針から除外してほしい。</p>		
<p>防災重点の利用など、返還時の基本構想に立ち戻るべきではないか。</p>	<p>本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p>	<p>P.2-5、29～32</p>
<p>環境アセスの方法についての意見を聞くということは、基本構想ありきの意見を聞くということではないか。まず基本構想の是非について意見を聞くべきではないか。</p>		
<p>上瀬谷のテーマパークは年間 1500 万人を呼びこむというが、Y150 の二の舞になるのではないか。365 日で 1500 万人が絶え間なく入場する。当時よりも子供の数はさらに減っている。テーマパークは、横浜市の財政の負担を増やすことは目に見えている。</p> <p>また、物流ゾーンも、どこか、成果を出しているところがあるのか。</p> <p>市民のいこいの場の緑地と、貸農園と、有害物質のない所に、泉区の緑園都市のような緑の多い住宅にしたらどうか。</p>	<p>本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>また、本地区では広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用を行う公園・防災ゾーンや、農業を行う農業振興ゾーンも設けています。</p>	<p>P.2-5～7、24～25、29～32</p>

表 7.3-1 (21) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>年間 1500 万人をよぶテーマパークや物流ゾーン計画は、大量の自動車交通量で大渋滞や排気ガスなど環境悪化になります。市民生活をおびやかす、現構想は改めてほしい。</p>	<p>本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていく ことと</p>	<p>P.2-5～12、 23、25、29～ 32 P.9.1-57 ～ 68</p>
<p>年間 1500 万人をよびこむテーマパークや物流ゾーンの計画は、大量の自動車交通量で大渋滞や排気ガスなど環境悪化になる。この様な構想は改めてほしい。</p>	<p>そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。 なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第 33 号線（八王子街道）や環状 4 号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提</p>	<p>P.9.17-55 ～ 66</p>
<p>年間 1500 万人を呼び込むテーマパークや物流ゾーン計画は、大量の自動車交通量で大渋滞や排気ガスなど環境悪化になる。市民生活を脅かす現構想は改めてほしい。</p>	<p>となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	
<p>年間 1500 万人をよびこむテーマパークや物流ゾーン計画は自動車交通量で大渋滞や排気ガスなど環境悪化になる。 市民生活を脅かす現構想は改めてほしい。</p>		
<p>年間 1500 万人の来訪者をよびこむテーマパークや物流ゾーンの計画では、大量の自動車交通量で大渋滞や排気ガスなどにより、環境悪化は避けられない。市民の生活を脅かす構想の中止を求め、市民のための市政を求める。</p>		
<p>環状 4 号線も付近で慢性的な渋滞が発生している。更に渋滞が発生すると環境にも生活にも悪影響を与える。基本構想を改めるべきだ。</p>	<p>本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていく ことと そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。 なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第 33 号線（八王子街道）や環状 4 号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、 23、25、29～ 32 P.9.1-57 ～ 68 P.9.17-55 ～ 66</p>
<p>市民からの血税を「遊興のため、集客のための施設」よりも、教育・福祉の予算に振向けてもらいたい。 例えば、「市立中学校の完全給食」「小・中・高のオンライン学習の整備」「市立小・中学校の教員数の拡充とカウンセラーの配置」「保育園の待機児童の完全 0 化」「多目的研修センターの設置」「高齢者への無料の感染症予防接種」「特別養護老人ホーム増設援助（待機者 0 化）」「総合病院の誘致」「アレルギー疾患の病院の再設置」（以前二ツ橋の今の二ツ橋地域ケアプラザの地にあった）などがある。</p>	<p>土地区画整理事業は道路、上下水道等の公共施設や宅地等の基盤を整備する事業であり、事業実施にあたっては、地権者の減歩による保留地処分金のほか、国費導入等も検討します。一方、テーマパークや物流などの施設は土地区画整理事業による基盤整備後に民間事業者により整備されるものです。</p>	<p>—</p>

表 7.3-1(22) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>市民の要望を広く聞き民主的な活用を見いだしてほしい。</p>	<p>本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p>	<p>P.2-5～9、58</p>
<p>自然豊かな広い土地だ。多くの市民は自然保全の立場で土地の有効利用を願う。また、この土地は市民の財産だ。市民生活が豊かになるような方向で計画を進めてほしい。</p>	<p>国有地の配置（換地）については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンを中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p>	
<p>半分以上が公有地であり、私たち市民の財産だ。自然・緑地を生かした公園・農業を中心に自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p>	<p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p>	
<p>半分以上は公有地であり市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、</p>	<p>P.2-5、29～32、58</p>
<p>半分以上は公有地であり市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p>	
<p>半分以上は公有地であり市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p>	
<p>半分以上は公有地です。医療、介護施設などに活用してほしい。 市民に赤字を押しつけるテーマパーク構想に反対する。</p>	<p>国有地の配置（換地）については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンを中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p>	
<p>半分以上は公有地で、市民みんなの財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画を望む。</p>	<p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p>	
<p>半分以上は公有地で、市民みんなの財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画を望む。</p>		
<p>テーマパーク構想は環境をこわすもので作ってはいけない。 半分以上は、公有地であり市民全体の財産だ。多くの市民が願う公園病院老人ホームなど計画してほしい。</p>		
<p>また、花のある公園 スポーツ広場など市民の為になる事を計画してほしい。</p>		
<p>半分以上は公有地であり、市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>		
<p>(次ページへ続く)</p>		

表 7.3-1(23) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>(前ページからの続き)</p> <p>緑を残して低年金でも入居できる介護老人ホームを希望する。</p> <p>旭、瀬谷には総合病院が少ないので、医療施設をつくってほしい。</p> <p>集会場をつくって欲しい。150～200 人位で少々酒を飲み憩う場所が特に旭区には無い。</p> <p>テーマパークは不要だ。観光よりは市民の財産の土地は市国の為に使ってほしい。</p>	<p>(見解は前述のとおり)</p>	
<p>半分以上は公有地で市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>		
<p>半分以上は公有地であり市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>		
<p>半分以上は公有地であり、市民全体の財産だ。テーマパークを核とした構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>		
<p>土地全体の半分以上を観光・賑わいゾーンとして、年間 1500 万人を呼び込むテーマパーク構想は豊かな自然環境を壊すものだ。多くの動植物が生息するところを生かした活用こそもとめられるものだ。半分以上が公有地なので、市民の要望に沿った使い方にすべきだ。</p>		

表 7.3-1(24) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>人体に有害な鉛やヒ素が確認されているとの事なので、有害物質を取除く事が大前提だ。公有地の大半は市民の財産だ。民間業者の考える様なテーマパーク構想は論外だ。市民がゆっくり楽しめる大自然公園にしてほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p>	<p>P.2-5、29～32、58 P.9.9-1～16</p>
<p>テーマパーク構想は、市民のメリットはほぼ無い。半分以上は公有地なのだから、市民の意見・要望にちゃんと耳を傾けてほしい。緑豊かな自然と利便性がうまく共存できている現在の環境をこわすことなく、防災や医療・福祉の為に有効活用されることを希望する。土壌調査で有害物質が確認されたとのことなので、情報を広く公開し、市民が納得する形で除去した上で再考を願う。</p>	<p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p> <p>国有地の配置（換地）については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンを中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>また、土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	

表 7.3-1(25) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>テーマパーク構想は絶対反対。</p> <p>自然を生した公園、文化、スポーツ、防災、医療、福祉等の施設の設置を希望する。市民生活を脅かす環境悪化は絶対に許さない。税金は市民のために、特に子供、老人のために使ってほしい。</p> <p>テーマパークは、環境保全の視点から納得ができない。海軍道路沿いに広がる大きな公園、そのままあまり手を加えず、若干整備すれば、自然公園ができそうだ。自然環境は緑の空間、広場の整備、水路水場を作れば憩の広場になる。防災上の視点からも、日常的に使えるスポーツ施設を備えた建物を設置すると、緊急時に対応できる。</p> <p>テーマパークでは、その設備を作るまでの過程での環境破壊、出来たあとの利用行程で、何ができるのか。仮に多くの客が来た場合、環境を守れるのかどうか非常に疑問だ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>	<p>P.2-5～7、24～25、29～32、58</p>
<p>今必要なものはテーマパークのようなものではなく、子供達が自然とふれあい、その中で環境の保存の大切さや生命の尊さを感じるような場所にすべきと思う。自然を人工でも復活させなければならぬと思う。</p>		
<p>テーマパーク等の誘致には反対ということと、市の方針「首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点として位置付け、平常時には多く首都圏の人々が訪れ農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災活動拠点となる空間の形成を目指す」これを推進するという意見を出した。</p> <p>広大で自然が残る形を活かし、「里山ガーデン」のような四季折々の植物が楽しめる公園にしてもらいたい。また、災害時には広域防災拠点としての避難場所または施設を含む公園が望ましく、市民が家族づれで楽しめる公園を希望するという意見も加えた。</p> <p>広大な土地、自然豊かなところをわざわざ人工的なものを作る必要はないと思う。もっと地元の人が活用できて活性化するもの考えるべきであり、広い土地＝テーマパークは、安易すぎる。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>	<p>P.2-5～9、58</p>

表 7.3-1(26) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>(前ページからの続き)</p> <p>ゾーンごとのテーマをつくり、みんなが利用できる場所にして欲しい。大型のテーマパークは不要だ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. みんなが憩える公園ゾーン 2. 医療・介護関係のゾーン 3. 文化関係施設ゾーン 4. ショッピング関係ゾーン 	<p>(見解は前述のとおり)</p>	
<p>テーマパークをつくる計画に反対する。</p> <p>現在残っている自然を生かし、防災・文化スポーツ、医療・福祉施設を作ることのほうが、よっぽど市民のためになる。SDGsの方向に合っているのがこのやり方だ。</p> <p>IR カジノ、テーマパーク、共に発想が古すぎる。コロナ後を考えたらどちらもありえない。</p>		
<p>企業の利益を追求する為にしようしてほしくない。林や森の緑が失われていく中、市民、区民のために活用してほしい場所だ。</p>		
<p>テーマパークではなく、多くの市民が利用できる大きな公園などを作ってほしい。</p>		
<p>テーマパークは、世界的に利用が減っているため、この事業は失敗する可能性がある。公園事業や、教育施設に使ってほしい。</p>		
<p>自然、緑地を生かした公園や農業を中心に防災や文化スポーツ、医療、福祉施設の設置をするべきだ。特に今回の広い感染症問題では、隔離施設をつくる広場を確保するべきだ。</p> <p>テーマパークは、子供の減少傾向を考えてほしい。</p>		
<p>年間 1500 万人の来訪者ありきのテーマパーク計画が先行しているため、広大な面積に対して自然を生かした市民の憩いの施設、文化やスポーツ施設など、市民が気軽に参加できる施設の設置を要望する。</p>		
<p>年間 1500 万人の来訪者ありきのテーマパーク計画が先行しているため、広大な面積に対して自然を生かした市民の憩いの施設、文化やスポーツ施設など、市民が気軽に参加できる施設の設置を要望する。</p>		

表 7.3-1(27) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>テーマパークを作るのであれば住民税を下げてほしい。学校や公園などの市民のための施設を充実させてほしい。代々木公園や等々力溪谷のような、市民が無料でくつろげる所にしてもらえると良い。横浜市に失われつつある自然環境の保全に役立つと思う。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p>	<p>P.2-5～7、24～25、29～32、58</p>
<p>テーマパークとか物流ゾーン等の事業主体ではなく、隣接の農地や森林公園などと合体した広域な里山緑地公園や近年多発している災害対応の拠点（退避スペースや施設）などにすべきだ。あくまでも市民が後世まで気軽に有益に利用できる跡地利用であるべきだ。</p>	<p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>	
<p>自然環境を生かした公園や、広域災害の避難場所、大きな病院、福祉施設、文化施設をつくらしてほしい。</p>		
<p>テーマパーク構想は、自然環境を壊す事になり、反対です。自然環境を活かした公園や大規模災害に対応できる様な広域避難場所として整備してほしい。</p>		
<p>上瀬谷通信施設の土地利用計画では、これまでは災害時避難場所や自然を残すことを考えていたのではないかと。今回急に「テーマパーク構想」が出てきたのは驚きだ。</p>		
<p>テーマパークでなく横浜ならではの緑の公園が望ましい。断固反対。</p>		
<p>多くの市民が期待していた跡地利用でしたが「テーマパーク事業」が全体面積の半分以上を占めている。私たち市民は、自然・緑地を生かした公園や農業を中心に、防災や文化スポーツ、医療・福祉施設の設置を求めている。</p>		
<p>テーマパークが横浜の財政を潤すとは考えられない。採算が取れなければ新たな市民の負担になるのではないかと思います。災害時の避難場所などにしてほしい。</p>		
<p>上瀬谷にテーマパークは必要としない。区民や周辺住民が安心して暮らせる土地活用を望む。広い土地はそのまま公園にしてもよいと思う。</p>		
<p>当初、市民との話し合いで計画されていた自然・緑地・公園・農業・防災・スポーツ・医療・福祉等に戻して市民の願う土地利用にしてほしい。</p>		
<p>テーマパーク・物流ゾーン計画に反対する。年間 1500 万人、1 日 3 万人を呼び込む計画は自然環境を壊すものだ。市民が願っているのは、いまの環境を生かした防災や文化・スポーツ施設、区民や市民が憩える公園や瀬谷区で遅れている医療・福祉施設の充実だ。 コロナウイルス感染症拡大の中いつ収束するか見通しが不明なかで、その対策のために税金を使うべきだ。 (次ページへ続く)</p>		

表 7.3-1(28) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>(前ページからの続き)</p> <p>テーマパークで年間 1500 万人も呼び込んで騒々しい町になるのはごめんだ。横浜は観光の町(市)ではなく、横浜市民の住む町だ。市民でパブリックパークをつくってほしい。アスレチックもよし老人がゆったりと憩えるカフェもよし車椅子で移動出来る道など、いろいろ考えたと楽しくなる。</p>	<p>(見解は前述のとおり)</p>	
<p>大型テーマパークには反対だ。 今の広場のままで年に何回か草取り費用を予算の中に入れた方がよほどいいのでは。今回のコロナでも区民は3密がさげられるのでよく散歩していた。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っていきます。</p>	<p>P.2-5~7、24~25、29~32、58</p>
<p>テーマパーク構想には反対だ。 せっかく 返還された豊かな自然環境を生かし市民のための公園や福祉施設をつくってほしい。</p>		
<p>跡地利用の基本計画はテーマパーク事業が全体面積の半分以上を占め、多くの市民が期待している自然緑地を生かした公園や農業を中心に防災や文化・スポーツ、医療、福祉施設の設置等は無視されている。市民意見募集でも702通も要望が寄せられているため、市民の意見に沿った基本計画にするべきだ。 コロナ禍の中でテーマパークは、これまでと同じような収益は見込めないのではないかと。 テーマパーク事業には事業責任の所在や横浜市の財政負担など不明な部分が多くあり、1,500万人という集客にも疑問が残る。もともと市民要望はないため、テーマパーク事業は見直してほしい。</p>		
<p>自然豊かな跡地を「テーマパーク事業」を計画するという住民無視、税金のむだ使いになるような事は中止すべきだ。 本来は、公園、農業を中心にし、将来の環境に役にたつ事業を考えるべきだ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用を行う公園・防災ゾーンや、農業を行う農業振興ゾーンも設けています。</p>	<p>P.2-5~9、29~32</p>

表 7.3-1(29) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>テーマパーク構想が提案されていますが、年間1,500万人の集客はとても無理だ。集客はプラスだけではないことも明らかだ。</p> <p>地域にとっては大気汚染や夜間の騒音、交通事故が心配だ。ぜひ「物流ゾーン」でなくスポーツ広場などを整備してほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>なお、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p> <p>また、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5、24～25、29～32、58</p> <p>P.9.1-57～68</p> <p>P.9.2-29～37</p> <p>P.9.17-55～66</p>

表 7.3-1(30) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>もっと市民国民のための利用方法はないのか。 土壌汚染対策が、先だ。 まず経済の、立直しには①減税②公共事業の推進③貿易の拡大だ。これをやらないと復活はありえない。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p>	<p>P.2-5、24～25、29～32、58 P.9.9-1～16</p>
<p>環境保全の見地からの視点が全く欠如していると言うより真逆のものを計画していることに先ず憤りを感じた。公園モデルとしては、市民に解放されて自由に利用できるものこそ必要だ。もし、箱物を作るとしたら横浜の歴史や平和や戦争について考える事のできるテーマ施設が必要だ。 提案の商業施設としてのテーマパークはコロナと共に生きる社会には無用の長物である。自然を作るのは難しいが残された自然を活かしたテーマ公園なら歓迎する。これに関してはボランティア参加ができるものにすれば一石二鳥である。専門家と素人と市民が意見を出し合って維持管理できるものが今特に必要だからだ。教育水田ももっと発展させれば他の学校でも参加できるはずだ。農業技術の継承にもなるし世代間交流も可能だし現にやっている小学校もある。儲け第一のテーマパークはこの跡地には似合わない。 有害物質について、最初から検討もされていないということは、有害物質が残ったままである可能性が払拭できない。 真面目に市民の豊かな生活を作るのが自治体の役割なので、それに徹して欲しい。</p>	<p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。 土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。 予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。 事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。 事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	
<p>テーマパークなど経済優先の活用でなく、市民の為の環境保全優先の土地活用を強く願うものだ。一部の土地に有害物質が有るようですが、その除去をきちんと行い、農業振興を基にした食料開発ゾーン、また市民が憩える公園ゾーン、文化・体育・運動施設など心身共に豊かに生活してゆける土地開発を切に望んでいる。</p>		
<p>汚染土壌を除去の上、自然公園とすべきだ。自然環境の保全を主な目的として東京の昭島にある昭和記念公園のようにして災害時の避難所となるようにすべきだ。また直ぐに用途変更が可能だ。</p>		

表 7.3-1(31) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>1,500万人の観光客を集める交通システムによって、海軍道路や八王子街道は現在でも交通量は多く、更に厳しい大渋滞と排ガスによる環境破壊は、周辺地域全体に広がるものだ。</p> <p>私達は緑地を生かした自然公園やスポーツ施設と農業振興策を最重点にして欲しいと思う。テーマパーク構想の見直しを求める。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用を行う公園・防災ゾーンや、農業を行う農業振興ゾーンも設けています。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32 P.9.1-57～68 P.9.17-55～66</p>
<p>立川の昭和記念公園を参考にして大規模公園を造成していただきたいと思う。感染症対策に中心をすえた医療施設も大切。農業体験できるスペースもここに十分な広さを確保するのも大切だ。農業体験も環境保護を大切にすることを醸成すると思う。テーマパークは、仮に年間1500万人の来場が達成できた場合には、深刻な交通渋滞を発生させる事が心配だ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用を行う公園・防災ゾーンや、農業を行う農業振興ゾーンも設けています。</p> <p>また、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32 P.9.1-57～68 P.9.17-55～66、71～74</p>

表 7.3-1(32) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>広大な土地の自然をいかし、子供から高齢者まで幅広い世代が利用し、楽しめる場所にしてほしい。(サイクリンコース、ウォーキング道路、アスレチック、ジャンボスベリ台、季節の花々を楽しむ)</p>	<p>本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>	<p>P.2-5~9、24~25、58</p>
<p>上瀬谷通信施設跡地利用計画横浜市素案に見直しが必要だ。 大きな公園等に造り変え、市民から思いでの木や記念日の木等の寄付を募り、横浜市民に愛され、親しまれる公園にしてはどうか。</p>		
<p>市内に残っている広い自然環境の地域なので、昭和記念公園のような、自然環境を生かした公園にしてほしい。</p>		
<p>「市民がつどい」、「自然を生かした」公園などにすべきだ。自然環境が失われて行く時代少しでも自然を子ども達の為にも残す方向で実現してほしい。</p>		
<p>旧上瀬谷通信施設の跡地は、ぜひ舞岡公園のような自然を生かし市民が憩える場として活用されるよう切望している。</p>		
<p>出来たら横浜令和記念公園を作してほしい。</p>		
<p>植物を見せるような場所にしてほしい。 子供もお年寄りもみんなが楽しめる施設にしてほしい。</p>		
<p>防災・文化・公園を柱に、散歩、サイクリンコース、公園、農園等の整備のように横浜独自の政策をしてほしい。 「交通渋滞・環境悪化」現在でも環状4号線などの周辺道路が恒常的に混雑している。「交通渋滞・環境悪化」につながる。 市民を蔑ろにした行政ではないか。当初大手ゼネコンが大もうけし、その後は国民に負担させる構造を市民に示してほしい。</p>	<p>本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。 また、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線(八王子街道)や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5~9、24~25、58 P.9.1-57 ~ 68 P.9.17-55 ~ 66</p>

表 7.3-1(33) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>有害物質の比素、鉛は確実に調査し除去した上で植樹や水利施設をして自然環境を創造する。</p> <p>ピクニックやハイキングをやる公園を作ってほしい。</p>	<p>本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p> <p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.2-5～9、24～25、58 P.9.9-1～16</p>
<p>2027年に開催される「花博」を閉会後の有意義な活用を目指す点で、「花と緑の園」のゾーンこそ考えるべきだ。例えば、「桜公園」「フラワーガーデン」「花と園芸体験館」「全国の各県代表の花園」「四季の花園」など。</p>	<p>本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p> <p>また、計画地において、基盤整備の促進、国内外への地域の知名度やイメージの向上、さらには国内外の先導的なまちづくりに寄与するため、国際園芸博覧会の開催に向けた検討を進めています。開催後の土地利用にあたっては、計画地全体でそのレガシーを継承・発展していきます。</p>	<p>P.2-5～9、24～26、58</p>
<p>テーマパーク構想は市民が決めたことではない。市民の要望が702通出ているので尊重してほしい。</p>	<p>「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」については、その素案に対する市民意見募集に対して702件のご意見をいただきました。これらのご意見を、素案から修正した意見91件、賛同の意見170件、参考428件、その他13件と分類しています。参考とさせていただいた意見も含め、頂いたご意見を踏まえて今後も検討していくこととしています。</p>	<p>—</p>

表 7.3-1(34) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>大型「特別養護老人ホーム」用地としての活用を基本に、森もしくは芝生に池や清流を通すなど、全国的にも模範となるような「特養団地」として全国的に入居者募集をしてはどうかと思う。</p> <p>静かで緑豊かな瀬谷の町に相応しい開発を未来の若者、子ども達のために創造してほしい。</p> <p>①若者から高齢者まで練習したり、展示発表したり、発表（演技）したりできる文化・芸術・音楽等の多目的施設</p> <p>②世界中で評価の高い日本の漫画やアニメやイラスト画を展示したり、体験できる施設</p> <p>③江戸・明治以来の文明発祥地の神奈川の歴史を学び体験できる歴史館</p>	<p>令和2年3月に策定した土地利用基本計画は、まちづくりの方針や土地利用の考え方を示したものであり、具体的な施設については、今後、詳細を検討していきます。</p>	<p>—</p>
<p>「テーマパークを中心とした観光・賑わいゾーン」の開発に関して、具体的な提案が二つある。</p> <p>1 相沢川沿いの水田を残し、活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相沢川が異常水位になった時の「遊水地」の役割を果たす。水路をコンクリートで覆うのではなく低地である水田を自然なシステムとして活用する。（グリーンインフラ） ・「冬水田んぼ」で安全で安心な稲作を行う。小学校との連携や市民による会員制で取り組む。一年中水をたたえることで多くの生物が生息可能になる。特に瀬谷市民の森には猛禽類等多くの貴重な生物が生息している。この森に繋がるグリーンベルトを形成する。管理については市民の力や横浜市の「みどり税」を活用する。 ・相沢川両岸を多自然型の工法により整備し、河岸林を形成し市民の憩いの場とする。同じ瀬谷区のと泉川が良い見本になっている。また瀬谷にある「日本の原風景」・瀬谷区最後の「水田のある谷戸」・自然の遺産として、人工的に造成されていくであろう隣接する区域との対比を見せることができる。そのことによって自然を大切にしながら開発されていることを来場者には印象付けることができるであろう。 <p>2 すべてのゾーンで地下水が涵養できるよう用地の表面を雨水透水し易いように造成すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発対象地域は、瀬谷区で最も標高の高い場所になっている。2002年の瀬谷区防災マップに表された「災害用井戸」の分布からも、この地域から瀬谷区南部のと泉川中流に向かって地下水の水道が形成されていることが読み取れる。宮沢地区のと泉川には毎分100リットルを超える湧水が出ているところが数か所ある。開発によって地表が覆われることによって地下水が減少する恐れが大きい。下水道が完備されている現在、支流からの水の供給がないと泉川の水の殆どが瀬谷市民の森からの湧水であり、降雨に頼る不安定な流量となっている。川の安定した水量を確保するためにも雨水浸透を考慮した開発が必要であるとする。 	<p>ご提案いただいた内容の趣旨を参考にしつつ、地区全体でグリーンインフラの考え方を取り入れた計画とするとともに、実行可能な範囲でできるだけ豊かな自然を保全又は創造できる環境づくりや農体験などを含めた人と自然との触れ合いに貢献できる計画づくりに努めてまいります。</p> <p>グリーンインフラの保全・活用の考え方については、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」をはじめとする関連事業とも調整を図りつつ、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-58</p>

表 7.3-1(35) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>国際園芸博覧会（花博）を横浜へ招致する際「グリーンインフラ」を世界にアピールしていますが、博覧会の為の「新交通システム」建設→レガシーの一部として「新交通システム」が残るため「土地利用計画」を立てる。実際の目的は花博ではなく「開発」「集客」が主な目的の「土地利用計画」であるように思う。その後の環境負荷が大きすぎる。</p> <p>また、「1,500万人のテーマパーク」「物流ゾーン」が重なると瀬谷付近はトラック・車だらけになる。</p> <p>これが世界へアピールする「グリーンインフラ」なのか。</p> <p>「花博」を行う結果、海軍道路のサクラ伐採も世界へアピールしているのか。</p>	<p>ご提案いただいた内容の趣旨を参考にしつつ、地区全体でグリーンインフラの考え方を取り入れた計画とするとともに、実行可能な範囲でできるだけ豊かな自然を保全又は創造できる環境づくりや農体験などを含めた人と自然との触れ合いに貢献できる計画づくりに努めてまいります。</p> <p>グリーンインフラの保全・活用の考え方については、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」をはじめとする関連事業とも調整を図りつつ、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-58</p>
<p>今後計画されている開発行為によって近隣地域に対する気温変動の評価方法が織り込まれていないようなので追加で評価をしてほしい。</p> <p>相沢近辺は他区に比べて気温が低い傾向にある。自動車では他区から瀬谷方面へ戻ってくる時観察していると、どの季節でも海軍道路と野境道路を通り抜ける時点で車載の外気温計が1℃から4℃下がっている。</p> <p>今後開発で道路新設、鉄道及び駅開通、賑わいゾーンの開発によって、最終的に現在緑で覆われている地表の半分程が舗装される計画となっているようだが、地表の蓄熱性が高くなり、地域の住環境の悪化を懸念している。</p>	<p>気温変動については、主務省令^{*1}の参考項目や横浜市の技術指針^{*2}の別表2に規定される環境影響評価項目になっていないため選定していませんが、地区全体でグリーンインフラの導入や、緑の確保などによるヒートアイランド効果の低減に向けたまちづくりを進めていきます。</p> <p>グリーンインフラの保全・活用の考え方については、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」をはじめとする関連事業とも調整を図りつつ、準備書に記載しました。</p> <p>※1：「土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月建設省令第13号）</p> <p>※2：横浜市環境影響評価技術指針（横浜市、平成23年6月）</p>	<p>P.2-58</p>
<p>年間1,500万人を呼び込むテーマパークとなると、電車の新設だけでは事はすまないと考える。自動車（マイカー、観光バスなど）量は大量になり大渋滞・排ガスでの環境悪化は目に見えている。</p> <p>現在でも「動物園」への道路は土・日、祝日は大渋滞、空気が悪い。</p> <p>瀬谷区内の道路は狭いイメージあり、大渋滞や排ガスなどの環境悪化が予想される。</p> <p>環境破壊、交通の大渋滞などを考えた事があるのか。</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-10～12、23、25 P.9.1-57～68 P.9.17-55～66</p>

表 7.3-1(36) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>道路拡張・道路整備・排水設備などの工事が開始となった場合、駐車場が不足する。</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>工事中においては、対象事業実施区域周辺における工事関係車両の路上駐車や不法駐車などがないよう、指導を徹底してまいります。</p>	<p>P.2-10～12、23、25 P.9.1-57～68 P.9.17-46～66</p>
<p>1,500万人の来訪者による交通量の増大は、車両の大渋滞による騒音や排ガスなど環境悪化につながり、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすこととなる</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等、交通の集中による騒音等の回避、低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-10～12、23、25 P.9.1-57～68 P.9.2-29～37</p>
<p>1,500万人の来訪者による交通量の増大は、車両の大渋滞による騒音や排ガスなど環境悪化につながり、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすこととなる</p>		<p>P.9.3-27～35 P.9.17-55～66、71～74</p>
<p>1,500万人来訪の場合の交通機関の影響度をアセスメントしてほしい。</p> <p>年間1,500万人の来客を見込むテーマパークを構想しているが、毎日平均で4万人、土・日曜日は10万人が来ることが前提となっているうえ、半永久的な来客数と考えている。街の道路環境、騒音、生活環境などが悪化することは、間違いない。まず、そのことを考えてみてほしい。</p>		<p>P.9.17-55～66、71～74</p>
<p>瀬谷地区の都市化開発に基本的に賛成だが、対象の地域の交通アクセスについては環境調査として実態の調査をするべきだと思う。</p> <p>生活環境として道路の混雑状況は調査・評価・改善するべきだ。</p> <p>実際のところ、周辺道路は交通量が多いわりに、道路の設計が貧弱であるため慢性的な渋滞状態が起きており、都市化開発したとしても成果の妨げになるかもしれないし、大型車を伴う慢性的な渋滞は自然環境にも影響が甚大と思われるため、せっかく大型開発のタイミングで道路設計を改善することを検討する上でも、生活環境、主に交通の流動性の観点での調査もすべきと思う。</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる大気質、騒音、振動、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-10～12、23、25 P.9.1-57～68 P.9.2-29～37 P.9.3-27～35 P.9.17-55～66、71～74</p>
<p>年間1,500万人の人が来る事は1日4万人もの人が来場し、交通など大変になる。</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-10～12、23、25 P.9.17-55～66、71～74</p>

表 7.3-1(37) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>人体に有害な鉛やヒ素が確認されたというので、有害物質は除去が必要不可欠だ。</p> <p>米軍基地返還に際しては、米軍がつくった建造物は米軍の責任で撤去することはもちろんのこと、土壌が汚染されている状態ではなく、鉛やヒ素の有害物を完全に除去し、問題ない土壌に責任を持って戻してもらいたい。</p> <p>8月1日の瀬谷の説明会で、土壌汚染についての説明がなかった。</p> <p>土壌汚染は、この辺りだけの問題ではなく、相沢川の上流域であることから下流域の汚染及び生態系への影響を考えた時、除染が必要になる。</p> <p>防衛省の調査では人体に有害な鉛やヒ素が確認されたそうなので、有害物質は早く完全に除去してほしい。</p> <p>人体に有害な鉛やヒ素はまず撤去するのが当然。</p> <p>確認された鉛やヒ素の有害物質は封印でなく、完全に除去するのが前提だ。</p>	<p>防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.9.9-1～16</p>
<p>有害物質は完全に除去してほしい。</p> <p>地下の汚染土壌は徹底的に除去してほしい。</p> <p>汚染土壌を除去すべきだ。</p> <p>確認された鉛やヒ素の有害物は封印では問題だ。完全に除去すべきだ。</p> <p>汚染土壌については、徹底的に除去する必要がある。</p> <p>防衛省の調査では有害な鉛やヒ素などが検出されたと聞いている。有害物質は必ず除去してほしい。</p> <p>この土地には有害物質が確認されているとの事なので、開発する前に完全に除去をしてほしい。</p> <p>防衛省の調査で確認された有害物質の鉛やヒ素は、必ず除去すべきだ。いつか事故につながる事にもなる。</p> <p>基地跡地利用は、大テーマパークの構想の由。基地の跡地は汚染されているのは常識でも考えられる事だ。防衛省の調査でも、鉛、ヒ素が確認されている由。土壌は、汚染を除去し、返還してほしい。</p> <p>1,500万人の人を呼び込む事も道義上許せない事だ。</p> <p>汚染除去は必ず実施が前提だ。</p> <p>防衛省の調査では人体に有害な鉛やヒ素が確認された。いつかは有害物質による事故につながるものであり、完全に除去すべきだ。</p> <p>まずは、有害物質を取り除くことが先決だ。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.9.9-1～16</p>

表 7.3-1(38) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>(前ページからの続き)</p> <p>防衛省の土壤汚染が発表されているのに、この処理について横浜市の方針が示されていない。国の責任で処理することは当然ですが、土地区画整理事業推進の最初に取り組むことだと思ふ。</p>	<p>(見解は前述のとおり)</p>	
<p>防衛省が実施した土壤調査結果は①鉛及びその化合物②ひ素及びその化合物③フッ素及びその化合物ともに、基準値より検出値は高い含有量を示している。まずこのことを解決する必要がある。「表土土壤をはぎ取って処理することを国に実施させること」が跡地計画を進める前提として必要だ。</p>		
<p>米軍が地下で何をし、何を作り、何をうめていたか分からない。</p> <p>上瀬谷跡地は土壤汚染されている事は認めているのに防衛省や国と相談で決めるは無責任ではないか。</p> <p>汚染されている土地を 100%安全と言えるまで除去処理をしてほしい。</p>		
<p>土壤汚染の問題が今回の環境アセスの項目に無く、防衛施設庁が土壤汚染除去をすべきではあるが、横浜市の状態として無責任すぎる。土壤汚染の防衛施設庁が対策を講じた後の結果の再調査を横浜市は責任を持ってすべき。</p>		
<p>汚染土壤問題は、市民に明らかにして、調査すべきである。有害物質は完全に除去することが市長の役目である。</p>		
<p>防衛省が旧上瀬谷通信基地跡地の国有地の土壤汚染結果を発表しましたが環境影響評価説明会では、市民からの質問に横浜市担当者は汚染されている結果は認めながらも防衛省や国と相談して対応を決めるという無責任な回答だ。汚染された土壤を取り除いて将来にわたって安心して利用できるような処理対応を国にさせるべきだ。</p>	<p>防衛省により実施されている「土壤汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壤汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壤の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壤の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壤汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壤汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.9.9-1～16</p>

表 7.3-1 (39) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>PCB、油、その他の化学物質の有無を確認してほしい。(もちろんその後の処置を含む)</p>	<p>PCB等の有害物質が解体建造物等において確認された場合については、国による原状回復措置が行われることを前提に、検討を進めています。その上で、横浜市が建物撤去等をするときには、各種法律に基づき適切な手続を行い、工事に入っていきます。</p> <p>また、土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.9.9-1～16 P.9.15-2～5</p>

表 7.3-1 (40) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>防衛庁の調査では、ヒ素と鉛が出ていますが、PCB とかカドミウムとか調査されているのか。未調査なら再調査すべきだ。</p>	<p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p> <p>PCB等の有害物質が解体建造物等において確認された場合については、国による原状回復措置が行われることを前提に、検討を進めています。その上で、横浜市が建物撤去等をするときには、各種法律に基づき適切な手続を行い、工事に入っていきます。</p>	<p>P. 9. 9-1～16 P. 9. 15-2～5</p>
<p>年間1,500万人が訪れる計画ですが、1日平均4万人が来ることによる経済効果と自然に与える影響など、事前にしっかり調査していただきたいと思う。自然環境に対する影響があるなら見直すべきだ。</p>	<p>動物、植物、生態系など、自然環境に係る調査については、専門家の意見なども踏まえながら適切に行うとともに、都市計画対象事業の実施による影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P. 9. 10-1 ～ 148 P. 9. 11-1～52 P. 9. 12-1～26</p>

表 7.3-1 (41) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>2. オリジナル（環境影響評価項目） 計画実行した場合の回りへの騒音、大気汚染等をアセスメントしてほしい。</p>	<p>工事中においては、建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の走行、供用時においては、関係車両の走行による大気質、騒音、振動への影響について、それぞれ調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載しました。</p>	<p>P.9.1-1～68 P.9.2-1～38 P.9.3-1～35</p>
<p>カラスや野良猫、ヘビ、トカゲ、毒ヘビが多くいるため、調査・対策をしてほしい。</p>	<p>環境影響評価項目として動物を選定し、カラス、ムクドリ、ヘビ類、トカゲ類などを含む対象事業実施区域及びその周辺の動物相の実態を調査し、準備書に記載しました。</p>	<p>P.9.10-1～142</p>
<p>環状4号線は慢性的な渋滞で、沿線に生活している住民は車での移動に苦勞している。工事が始まれば渋滞が増々ひどくなる。</p>	<p>土地の造成工事においては、切土量と盛土量のバランスを図り、区域外への土砂運搬関連の車両の走行台数の最小化を図ること、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして対象事業実施区域の南側には車両を進入させないこと、走行量の平準化を図り、朝夕の通勤時間帯と走行量のピークが重ならないようにすること、安全運転の指導徹底等により工事中の渋滞を防ぐ取り組みを検討し、その結果を準備書に記載しました。</p>	<p>P.9.17-46～54</p>
<p>旧上瀬谷通信施設は、返還前は生物調査が出来ておらず、瀬谷環境ネットが2008年から毎月施設内の田んぼの生物調査を続けてきた。動物や植物の選定基準となった文献や資料は古く、瀬谷環境ネットの調査にない生き物も確認されているため、更に調査が必要である。</p>	<p>方法書には「計画段階環境配慮書」の手続きにて実施した既存文献による調査に基づく簡易的な予測評価結果を示していますが、次の環境影響評価手続きのステップとなる準備書において、事業者が現地調査を行った結果に基づく、より詳細な調査並びに予測及び評価の結果を記載しました。</p>	<p>P.9.10-1～148 P.9.11-1～52 P.9.12-1～26</p>

表 7.3-1 (42) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>3.その他 上瀬谷ラインは、学校をつぶして、わずか2kmあまりの距離を多額の税金投入をして、整備するもので、前提計画が将来性が見い出せなくなった今、一度立ち止まり、リスクや見直しなど再検討が必要と考える。</p>	<p>頂いたご意見については、「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の環境影響評価手続の中で、都市計画決定権者の見解を参考で示しています。</p>	<p>—</p>
<p>新交通システムも地元の人には何の利点もない計画です。地盤沈下の心配もあり、無意味な計画ではないか。</p>		
<p>赤字必死の新交通システムは、只ちに撤退すること。</p>		
<p>鉄道は失敗する。2kmのために数100億円使うのは反対。</p>		
<p>地下鉄に税金を使うなんて、とんでもない。</p>		
<p>新交通システムの地下鉄計画だが、出発駅のため、瀬谷中の移転は反対。また、中間には駅がない計画では周辺住民にとって何も還元なしであって、バスでも良いから住民が使える交通システムの方が良いのではないかと思う。</p>		
<p>新交通システムは瀬谷駅から上瀬谷駅まで(途中駅はなく)というのは説明にあるよう跡地計画=テーマパーク構想のためにつくられるものである。地元には何の恩恵もない。しかし、工事による交通渋滞や環境破壊などの不安が大きく、区民に丁寧な説明とともに、区民に役立つ新交通システムが求められている。</p>		
<p>新交通についても地元では、工事のための深刻な道路渋滞、大気汚染騒音などの心配の声が多く上がっている。環境への影響は多大なものがある。</p>		
<p>海軍道路に公共交通機関が通るのを楽しみにしていた。それがモノレールは通るが途中には止まらないというのは市民をバカにしている。</p>		
<p>新交通には中間駅がなく花博とテーマパークのためのものになっている。環境影響評価説明会では会場から騒音や交通渋滞、大気汚染などの心配の声が出ていた。基地周辺住民が新交通の弊害をうけるのは本末転倒である。基地周辺の住民は交通に不便を感じているので、その暮らしがよくなるような新交通にするべきだ。</p>		

表 7.3-2(1) 「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」に対し提出された意見書の中で、
本事業についての意見の概要と都市計画決定権者の見解（参考）

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>1. 事業計画 観光施設を建設するよりも広大な公園等自然に溢れる場所の方がこの地区には合う。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>	<p>P.2-5～9、58</p>
<p>国際園芸博覧会で「世界の瀬谷」として内外に知ってもらい、次のテーマパークで長く利用してもらい、横浜市の財源に有利になるように。横浜市政が問われるところである。</p>	<p>旧上瀬谷通信施設の土地利用については、令和2年3月に公表した「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいて、検討を進めています。</p> <p>この土地利用基本計画では、まちづくりのテーマを「郊外部の新たな活性化拠点の形成～みらいまで広げるヒト・モノ・コトの行き交うまち～」とし、都市と緑や農のバランスのとれた新しいまちづくりを進めるため、農業振興ゾーン、観光・賑わいゾーン、物流ゾーン、公園・防災ゾーンの4つのゾーンを配置することとしています。</p> <p>そして、これらのゾーンが連携することで、人やものが行き交い、将来的には年間1,500万人が訪れるまちを実現することとしています。</p>	<p>P.2-5～9</p>
<p>テーマパークですが、計画の1,500万人は全く無謀では無いでしょうか。テーマパークは海などの近くで他にも魅力がある場所だから成り立つものである。あの場所には何も無い。自然が一番である。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～9、58 P.9.10-94～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>

表 7.3-2(2) 「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」に対し提出された意見書の中で、
本事業についての意見の概要と都市計画決定権者の見解（参考）

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>ニューノーマル社会において、年間1,500万人入場の巨大テーマパーク構想自体すでに成り立たない。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p>	<p>P.2-5、29～32</p>
<p>国際園芸博覧会もその後に誘致しようとするテーマパークも地域にとっては大気汚染、交通渋滞、安心の住環境を壊すものでやめるべきである。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる大気質、騒音、振動、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32、58 P.9.1-57～68 P.9.2-29～37 P.9.3-27～35 P.9.17-55～66、71～74</p>
<p>2. 環境影響評価 この基地が返還され、瀬谷、横浜市のために又日本国のためにいろいろ計画されること、開発することによって収益につながることは大賛成。 しかし、生活道路としている環状4号線は、毎日道路が渋滞し、大型車両がスピードを上げながら沢山走る。その両側の歩道は狭く劣悪なもの。歩行者がすれ違えない、車イスの人がデコボコの道や急な傾斜の歩道面で転倒しそうになることも常時。狭い脇道から車道に出る時は樹木が影になって交通事故もよく起きる。救急車・消防車・パトカー等は日常茶飯事。この状態を十分に調査して改善策を作ってほしい。</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-10～12、23、25 P.9.17-55～66、71～74</p>